

市有地公売のお知らせ

下記市有地を一般競争入札により公売します。

1 公売土地の表示

下記のとおり

2 公売土地及び入札心得書を示す場所

能代市都市整備部水道課（能代市上町1番3号）

3 入札参加者の資格

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者若しくはその者を代理人等として使用する者は、入札に参加できない。
- （2） 能代市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者は、入札に参加できない。
- （3） 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者は、入札に参加できない。
- （4） 市税等を滞納している者は入札に参加できない。

4 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、提出期限までに次の書類を提出しなければならない。（郵送の場合も期限までに到着しない申込みは無効となる。）

（1） 提出書類

- ① 売払財産土地一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- ② 住民票（個人の場合に限る。）
- ③ 本籍地のある市区町村長等が発行する身分証明書
- ④ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ⑤ 宣誓書（様式第2号）
- ⑥ 納税証明書

（2） 提出場所 能代市都市整備部水道課

能代市上町1番3号

（3） 提出期限 令和8年11月27日（金）午後5時

5 入札参加の承諾

入札参加資格等を審査し、資格等を有すると確認できた者に「売払財産土地一般競争入札参加承諾書」、入札保証金の納付書等を送付する。

6 入札保証金

- (1) 市が発行した入札保証金の納付書により、最低売却価格の100分の5に相当する金額を能代市指定金融機関（秋田銀行）、能代市本庁舎又は二ツ井庁舎で納付すること。ただし、能代市財務規則第112条第1項に該当する場合は、この限りでない。
- (2) 能代市財務規則第112条第2項の規定により担保の提供に代えようとする者は、市が指定する期限までにその旨申し出ること。
- (3) 入札保証金には利息は付さない。
- (4) 落札者が令和8年12月24日（木）までに契約を締結しないときは、落札を無効とし、入札保証金は市に帰属する。

7 入札の日時等

- (1) 入 札 令和8年12月16日（水）午前10時
(入札受付は午前9時30分から9時45分まで)
- (2) 最低価格 有
- (3) 開 札 入札締切後直ちに開札
- (4) 場 所 能代市役所3階 会議室9、10

8 入札無効に関する事項

入札の参加に必要な資格のない者のした入札又は入札心得書に記載した事項に違反した入札は無効とする。

9 契約保証金

市が発行する納付書により、契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、能代市財務規則第127条第1項若しくは第2項に該当する場合又は売買契約と同時に売買代金を納付する場合は、この限りでない。

10 売買契約の締結

令和8年12月24日（木）までに売買契約を締結し、令和9年1月22日（金）までに売買代金を市の指定する所定の方法により納付しなければならない。

契約書作成に必要な印紙代及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となる。

土地等の表示

所在地	能代市字沼ノ上1番3
地目	水道用地
面積	3,233㎡

所在地	能代市字臥竜山 2 0 番 2
地目	水道用地
面積	6 3 m ²

所在地	能代市字臥竜山 1 5 番 2
地目	水道用地
面積	3, 2 6 6 m ²

所在地	能代市字臥竜山 1 5 番 3
地目	水道用地
面積	5, 7 4 3 m ²

所在地	能代市字臥竜山 1 6 番 3
地目	山林
面積	3, 0 6 2 m ²

※ 本件土地の売買面積は、登記簿上の表示面積によるものとなります。
本件土地の登記簿上の面積と実測面積とに相違があった場合でも、売買代金の増減等の異議申立はできません。

※ 入札、契約手続等のため提出された書類はお返ししません。
提出された書類等による個人情報の取扱いについては、入札、契約締結、登記嘱託事務等、本来の目的を達成するために使用することとし、当課職員により管理及び処分します。

※ 不明な点がありましたら、下記へお問合せください。
能代市都市整備部水道課 電話 0 1 8 5 - 5 2 - 5 2 2 1 （直通）

市有地公売のながれ

入札参加申込

令和8年9月28日（月）から11月27日（金）までに参加申込みをしてください。

※ 申込みをする前に、必ず現地を確認してください。

入札保証金の納付

最低売却価格額の5%の金額を、令和8年12月9日（水）までに納付してください。

※ 非落札者の入札保証金は、後日お返しします。

※ 原則として、落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。

入札実施

令和8年12月16日（水）に入札を行います。

※ 最低売却価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

落札された方の手続

契約保証金の納付

契約締結前、令和8年12月24日（木）までに、落札金額の10%を納めていただきます。

※ 契約保証金は、売買代金に充当します。

売買契約締結

契約保証金納付後、令和8年12月24日（木）までに売買契約を締結していただきます。

※ 契約書に貼付する「収入印紙」は、落札者の負担になります。

売買代金納付

令和9年1月22日（金）までに、契約保証金額を差し引いた売買代金を納付していただきます。

所有権移転登記

売買代金完納後、市が所有権移転登記を行います。

※ 所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担になります。

土地の引渡し

登記完了後、土地を現状のまま引き渡します。

様式第 1 号（第 7 条関係）

売払財産土地一般競争入札参加申込書

能代市水道事業 能代市長 様

入札者、契約締結者となる方

年 月 日

申込者 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)
電話番号

売払財産土地一般競争入札に参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 入札参加希望物件

物件番号	所在地	地目	公簿面積
R 8 - 1	能代市字沼ノ上 1 番 3	水道用地	3,233㎡
	能代市字臥竜山 2 0 番 2	水道用地	63㎡
	能代市字臥竜山 1 5 番 2	水道用地	3,266㎡
	能代市字臥竜山 1 5 番 3	水道用地	5,743㎡
	能代市字臥竜山 1 6 番 3	山林	3,062㎡

2 添付書類（いずれも発行日から 3 か月以内のもの）

- (1) 住民票（個人の場合に限る。）
- (2) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- (3) 宣誓書
- (4) 納税証明書
- (5) 身分証明書（個人の場合に限る。）

様式第2号（第7条関係）

宣誓書

年 月 日

能代市水道事業 能代市長 様

入札者、契約締結者となる方

申込者 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名)
電話番号

売払財産土地一般競争入札の参加申込みに当たり、次の事項について、誓約いたします。
これらが事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して能代市が行う一切の措置について、異議の申立てをしません。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人等として使用する者のいずれにも該当しません。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがされている者及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがされている者のいずれにも該当しません。
- 4 入札の参加申込みに当たり提出する書類に、不備又は不正はありません。
- 5 売払い対象物件の状況をすべて承知の上申し込みます。

土地売買契約書

能代市水道事業 能代市長 鍋谷暁（以下「売渡人」という。）と●●●●（以下「買受人」という。）との間に、次の条項により土地売買契約を締結する。

- 第1条 売渡人は末尾記載土地を金●●●●円で買受人に売渡し、買受人はこれを買受ける。
- 第2条 買受人は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額（●●●●円）を、本契約を締結するときに、売渡人の発行する納付書により納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金の一部として、納付済の入札保証金を充当するものとする。
- 3 前条に定める売買代金（契約保証金を除いた金額）の支払いがあったときは、第1項の契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- 4 第1項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 5 第1項の契約保証金には、利息を付さない。
- 6 第1項の契約保証金は、売渡人が第9条の規定により本契約を解除したときは、売渡人に帰属するものとする。ただし、売渡人が特に認める場合は、契約保証金の全部又は一部を返還することができる。
- 第3条 買受人は、売買代金のうち前条第1項の契約保証金を除いた●●●●円を、令和9年1月22日までに、売渡人の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
- 第4条 売買物件の所有権は、買受人が代金の支払いを完了したときに、売渡人から買受人に移転するものとする。
- 2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、買受人に対し現状のまま引渡しがあったものとする。
- 第5条 買受人は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したのち、売渡人に対し所有権の移転登記を請求するものとし、売渡人は、その請求により所有権の移転登記を嘱託するものとする。
- 2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。
- 第6条 買受人は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価格の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。
- 第7条 買受人は、本契約締結のときから売買物件の引渡しするときまでにおいて、当事者双方の責めに帰することができない事由によって売買物件が滅失、き損等し、売渡人が売買物件を引渡すことができなくなったときは、売買代金を納付しないことができる。
- 2 売渡人は、前項の場合、本契約を解除することができる。

3 買受人は、前項の規定により本契約が解除された場合、売渡人に対し、当該解除を理由とした損害賠償を請求することができない。

第8条 買受人は、売買物件の引渡しの日から、次に該当する行為をしてはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業のために使用すること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供すること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための用に供すること。

2 前項の規定により付された条件は、売買、交換、相続その他の事由により売買物件の所有権を取得した第三者に承継されるものとする。

第9条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく納入期限までに売払代金の支払いを完了しないとき。

(2) 前条第1項に規定する用途制限に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本契約に定める事項に違反したとき。

2 売渡人は、第2条第1項の契約保証金を免除した場合において、第1項の規定により契約を解除したときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収することができる。

3 前項の違約金は、第12条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 売渡人は、第1項の規定により本契約を解除した場合に、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

第10条 売渡人は、前条に規定する解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息は付さない。

2 売渡人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した契約の費用は返還しない。

3 売渡人は、解除権を行使したときは、買受人が支払った違約金及び買受人が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

第11条 買受人は、売渡人が解除権を行使したときは、売渡人の指定する期日までに、売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売渡人が売買物件を原状に回復させる必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買受人は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を売渡人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売渡人に

損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売渡人に支払わなければならない。

3 買受人は、第1項の規定により、売買物件を売渡人に返還するときは、売渡人の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書等を売渡人に提出しなければならない。

第12条 買受人は、本契約に定める義務を履行しないため、売渡人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を、損害賠償として支払わなければならない。

第13条 売渡人は、第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第9条第2項に規定する違約金又は前条に定める損害賠償金を売渡人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

第14条 本契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

第15条 買受人は、売買物件の引き渡し以後、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように努めるものとする。

第16条 本契約に定めない事項については、売渡人、買受人協議のうえ決定する。

第17条 本契約に関する訴訟の提起等は、売渡人の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

売渡人 秋田県能代市上町1番3号
能代市水道事業
能代市長 鍋谷 暁

買受人 (住 所)
(氏 名)

記

土地の表示

能代市字沼ノ上1番3	水道用地	3, 233 m ²
能代市字臥竜山20番2	水道用地	63 m ²
能代市字臥竜山15番2	水道用地	3, 266 m ²
能代市字臥竜山15番3	水道用地	5, 743 m ²
能代市字臥竜山16番3	山林	3, 062 m ²